

土地改良事業の緊急防災工事計画を定めることについて

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 の規定により準用する同法第87条の 4 第 2 項の規定に基づき、土地改良事業の緊急防災工事計画（重須畑かんため池地区）を定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

「提案理由」

内浦重須地内の重須畑かんため池における土地改良事業（急施の防災事業）を行うため、緊急防災工事計画を定めるものである。

土地改良事業の緊急防災工事計画（重須畑かんため池地区）の概要

1 事業の目的

本地区のため池は、昭和20年頃に築造された施設である。地震耐性・豪雨耐性点検の結果、現行基準の性能を満たさないことから、堤体が崩壊し、下流域に被害を及ぼすおそれがあることが判明したため、農村地域の防災減災を目的として整備事業を行う。

2 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

沼津市内浦重須地区

(2) 現況

標高 6.7m～ 303.0mの山腹にある果樹地帯

3 基本計画

(1) 一般計画

農村地域防災減災事業 ため池改修工事一式

受益面積19.7ヘクタール

(2) 環境配慮等

周辺環境との調和を図る。

4 工事の内容

(1) 堤体工 L=60.0m

上下流法面勾配を現況よりも緩勾配化し安定性を図る。

(2) 取水施設工 L=47.6m

底樋及び斜樋を全面改修する。

(3) 洪水吐・水路工 L=98.8m

設計洪水水量が流下可能な断面で全面改修する。

5 費用の概算

総事業費 270,000千円（令和８年度～令和12年度）

6 効果

緊急防災工事を実施することにより、地域への被害を予防するとともに、農業用水の安定供給を図る。

7 他の事業との関連

該当なし

8 計画概要図（別紙）

計画概要図

位置図

4

1/15000

市立長井崎小中一貫学校

主要地方道沼津土肥線

重須公民館

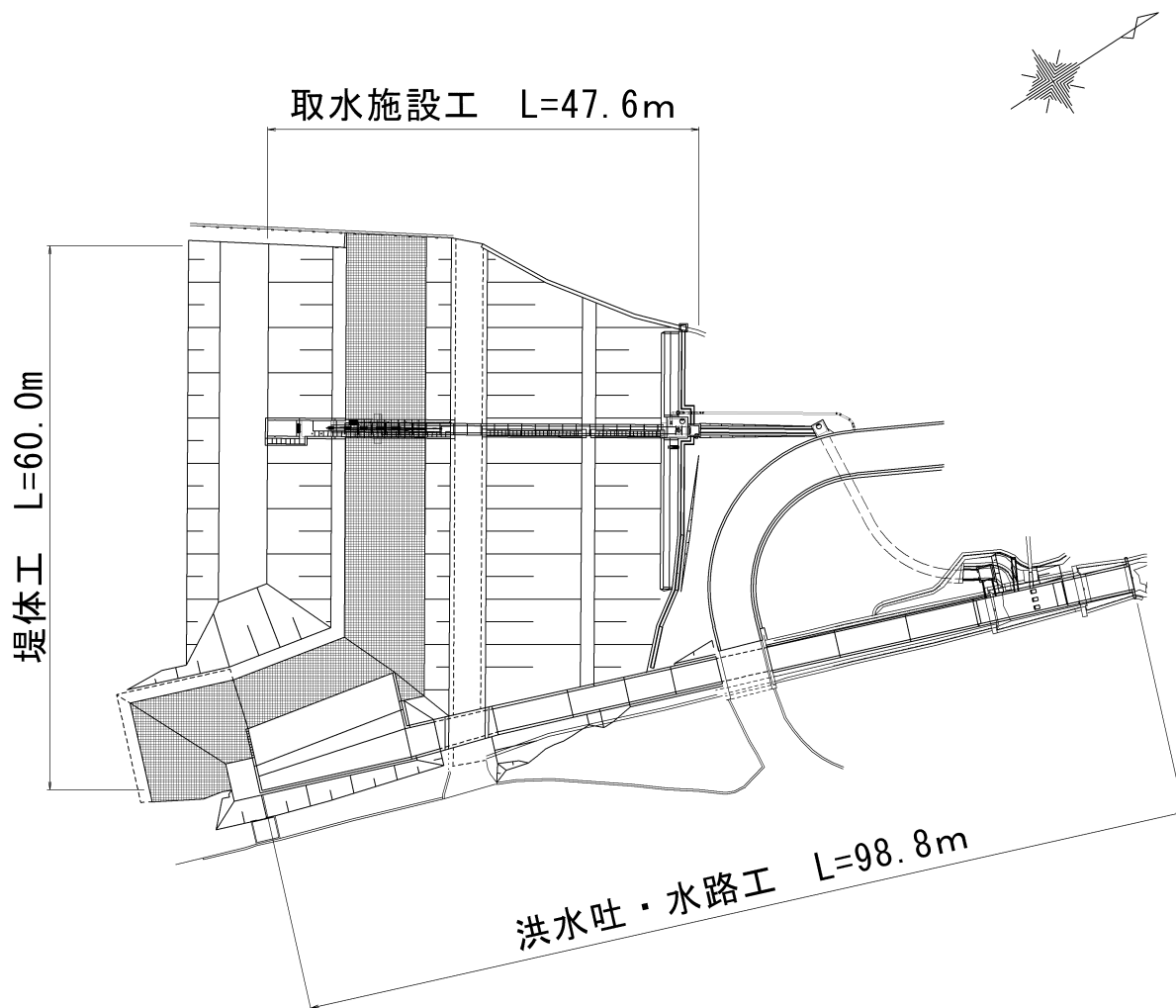
施行箇所

0

1km

計画概要図

平面図



断面図

